諮問番号：令和７年度諮問第２号
答申番号：令和８年度答申第２号

答　　申　　書

第１　審査会の結論

令和７年１１月７日付け７長与総第１０１３号により，長与町長（以下「実施機関」という。）が審査請求人に対して行った公文書の一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）については，別紙１の対象文書中別紙２に記載の部分を開示すべきである。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

本件処分を取り消し，本件処分において非開示とされた箇所（以下「本件非開示箇所」という。）の開示を決定することを求める。

２　審査請求の理由

⑴　長与町情報公開条例（平成１３年長与町条例第１７号。以下「条例」という。）７条２号本文該当性について

町特別職報酬等審議会委員の氏名及び役職は公表されており，つまり「個人が特定」されているのであるから，条例７条２号の「特定の個人を識別することができるもの」に当たるとして実施機関が非開示の決定をしたことは，論理的に破綻している。なお，当該箇所に，町特別職報酬等審議会委員でない者の情報が記載されているとしても，氏名など特定の個人を識別することができる部分に特定して黒塗りにすれば済むことであり，本件処分のように大部分を非開示とした決定は，到底容認できない。

⑵　条例７条６号及び７号該当性について

議員報酬の改定という税金を原資とする町の予算の支出に関わる決定を行う審議がまるで非公開で行われることが前提であるかのような誤った認識に基づいており，公開すると今後の審議会で適正な遂行ができないということは，翻せば今後も特別職報酬等審議会の審議内容は恒久的に非開示にすると言っているに等しく，それこ

そが町の諮問機関の運営の在り方として不適切であることを公言するもので，容認できない。

⑶　その他

ア　本件対象文書は，町議会議員の報酬の増額改定に係る重要な根拠資料であり，その審議内容及び結論が公平，公正，妥当なものであったかを確認することは，主権者である町民の権利であり，また，行政監視機関である議会の信用に関わるものであるから，公開されることが公益上必要である。

イ　水道料金等審議会を所管する水道局は，開示請求されるまでもなく，令和７年８月１９日に開催された第１回の同審議会の会議録を町ホームページで自主的に公開している。議員報酬よりもよほど住民にとって増額が望ましくなく，審議委員が増額を検討しているとなれば批判や反対意見にさらされる可能性が高く，しかも「将来予定されている」どころか，現在協議が継続中であり結論に影響が与えられる可能性があるにもかかわらず会議録を公開している。

第３　実施機関の主張の要旨

１　実施機関としての考え方

本件審査請求は，棄却されることが適当であると考える。

２　理由

⑴　条例７条２号本文該当性について

議長挨拶に係る発言の後半部分について，当該者は，単に町特別職報酬等審議会への諮問及び会議開催に際して挨拶をする立場として出席し，その職務の内容も儀礼的な範囲に留まるものであるところ，当該箇所は，発言の態様としてはその延長線上にありながらも，その内容としては公務員としての職務を離れた一個人の身上の吐露であることが認められ，このような情報は，職務の遂行に関する情報とはいえないことから，条例７条２号ただし書のいずれにも当たらず，なお同号本文該当性を有するものと認められる。

⑵　条例７条６号該当性について

本件非開示箇所のうち議長挨拶に係る発言の後半部分以外の部分について，本件対象文書に係る特別職報酬等審議会の会議は非公開の場で行われ，これに出席した委員の間では，個々の発言ないし議事録は公開されないことを前提として，町の財政状況，類似団体の状況，社会情勢等の考慮のみならず，現行の議員報酬額が適正額であるか否か，増額又は減額するとすればどのような理由により，どの程度の範

囲で行われるべきか，議員の活動内容，職務遂行状況等と見合った額であるか，今後の町政運営の担い手としての期待値その他の町議会に対する評価・見解まで含めた自由かつ率直な意見を交換したものである。

本件対象文書に係る事案について，当該審議会は，令和６年１月２９日付けで答申を発出したため，本件対象文書を公開することにより，当該事案に係る率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれその他の条例７条６号に規定するおそれは生じ得ないものの，将来行われる特別職報酬等審議会の議事録もまた公開を前提としたものとなれば，委員の発言が建前に終始して議論そのものが形骸化し，反対の立場の者からのいわれなき非難や誤解等を避けるために発言が萎縮して自由で率直な意見交換が困難となることが考えられ，本号該当性を有するものと認められる。

⑶　条例７条７号該当性について

本件特別職報酬等審議会の会議は非公開の場で行われ，これに出席した委員の間では，個々の発言ないし議事録は公開されないことを前提として自由かつ率直な意見交換がなされたものである。

そのような前提でなされた審議の議事録が公開されることとなると，委員との信頼関係を損ない，今後の同審議会員の就任，会議での率直な意見表明等に対する協力を得ることが困難となり，また，委員の発言が建前に終始して議論そのものが形骸化し，反対の立場の者からのいわれなき非難や誤解等を避けるために発言が委縮して自由で率直な意見交換が困難となることが考えられ，このことは，特別職の報酬等の決定等に関する事務の遂行に具体的な支障があると考えられ，本号該当性を有すると認められる。

⑷　公益上の理由による裁量的開示について

本件非開示箇所に関し，非開示情報として保護すべき利益を上回る公益上の必要性に係る具体的な事実は，認められない。

第４　調査審議の経過

１　本件審査請求に係る対象文書

⑴　長与町特別職報酬等審議会会議資料・追加分（第２回開催時配付）

⑵　長与町特別職報酬等審議会会議録（第１回・令和５年１１月１７日）

⑶　長与町特別職報酬等審議会会議録（第２回・令和６年１月２３日）

２　本件処分

公文書開示決定通知書（令和７年１１月７日付け６長与総第１０１３号）

３　審査等の経緯

⑴　令和７年１０月１日付け，審査請求人は，実施機関に対し，公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

⑵　同日，実施機関は，本件開示請求を受理し，処分決定期間の満了日を同月１６日と定めた。

⑶　同月１６日付け，実施機関は，審査請求人に対し，情報公開に係る決定期間延長通知書（令和７年１０月１６日付け７長与総第９３０号）により，開示決定等の期限を同年１１月１４日に延長する旨通知した。

⑷　同年１１月７日，実施機関は，本件処分を決定し，同日，公文書開示決定通知書（令和７年１１月７日付け６長与総第１０１３号。以下「本件処分通知」という。）により，審査請求人に対し通知した。

⑸　令和８年１月３０日付け，審査請求人は，審査庁に対し，審査請求書を送付した。

⑹　同日，審査庁は，前記審査請求書を受理した。

⑺　令和８年３月２４日，実施機関は，弁明書（令和８年３月２４日付け７長与総第１６３１号）を作成した。

⑻　同月２５日，審査庁は，「弁明書の送付及び反論書等の提出等について」（令和８年３月２５日付け事務連絡）により，審査請求人に対し，弁明書の送付及び反論書の提出依頼等をし，反論書の提出期限を令和８年５月８日と定めた。

⑼　同月２６日，審査庁は，本件審査請求に対する裁決について，令和８年３月２６日付け令和７年度諮問第２号により当審査会に諮問し，同月２７日，審査請求人に対し，当該諮問を行った旨通知した。

⑽　令和８年４月２７日付け，審査請求人は審査庁に対して反論書を窓口来所により提出し，同日，審査庁は当該反論書を受理した。

⑾　令和８年６月３０日，審査庁は，「審理手続の終結等について」（令和８年６月３０日付け８長与総第４４６号）により，審査請求人に対し，審理手続の終結の旨を通知した。

４　審査会の調査審議の経過

年月日	調査審議の内容
令和８年３月２６日	諮問書の受理
同日	諮問概要説明
同年３月３１日	インカメラの求め
同年４月７日	インカメラ文書の受理

同月２１日	審査
同年５月２９日	審査
同年６月２６日	答申内容調整
同年７月１３日	答申

第５　審査会の判断の理由

１　本件処分に係る関係法令等の定めについて

⑴　条例７条柱書は，「実施機関は，開示請求があったときは，開示請求に係る公文書に……非開示情報……が記録されている場合を除き，当該公文書を開示しなければならない」と規定する。

⑵　条例７条２号本文は，非開示情報として，「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって，特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより，特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが，公にすることにより，明らかに個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を規定する。

⑶　条例７条６号は，非開示情報として，「町の機関並びに国の機関及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議，検討又は協議に関する情報であって，公にすることにより，率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ，不当に町民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を規定する。

⑷　条例７条７号柱書は，非開示情報として，「町の機関又は国の機関若しくは他の地方公共団体が行う事務事業に関する情報であって，公にすることにより，次に掲げるおそれその他当該事務事業の性質上，当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を規定する。

２　論点整理

⑴　発言者識別部分の開示

本件処分においては，各議事録中の発言者を識別できる部分（以下「発言者識別部分」という。）が開示されており，条例７条各号に規定する非開示情報該当性の検討と密接に関連することから，その取扱いについて整理する必要がある。

⑵　条例７条２号本文該当性の検討箇所

実施機関は，本件処分通知２－⑴において，別紙２の本件非開示部分に対する審査会の判断の表番号（以下「番号」という。）１８の部分を非開示とした理由とし

て，条例７条２号本文に該当する旨提示した。これに対し，審査請求人は，審査請求書４－⑶の３段落目において，番号１８の部分を含むほか，これ以外の本件非開示部分についても同号本文該当性を有しない旨主張する。実施機関は，番号１８以外の本件非開示部分について，条例７条２号本文に該当することを理由として提示していないから，同号本文該当性に関する論点は，番号１８の部分に限られる。

⑶　条例７条６号及び７号該当性

ア　実施機関は，本件処分通知２－⑵柱書において，条例７条６号又は７号に該当することを理由として非開示とした箇所について，文書３ないし文書５中の「事務局及び委員の発言部分の一部」とするから，そのいずれでもない長与町議会議長による挨拶の一部である番号１８の部分については，条例７条６号又は７号該当性の検討に係る論点とならない。

イ　条例７条６号に関し，本件対象文書に係る特別職報酬等審議会の審議事案は，令和６年１月２９日付けで答申が発出されており，実施機関は，本件処分通知２－⑵－アにおいて，「将来予定されている同種の審議，検討等における自由かつ率直な意見の交換が損なわれ，当該審議，検討等に基づく意思決定に不当な影響を与えるおそれ」がある旨非開示の理由として提示し，当該おそれについては，①委員の発言が建前に終始して議論そのものが形骸化するおそれ，②反対の立場の者からのいわれなき非難や誤解等を避けるために発言が萎縮して自由で率直な意見交換が困難となるおそれがあることを主張する。これらの各おそれの有無については，爾後の特別職報酬等審議会の運営事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれの有無の判断と密接な関連を有することから，同条７号該当性と併せて検討する。条例７条６号の「おそれ」は，単なる確率的な可能性ではなく，法的保護に値する蓋然性がなければならない[1]のであり，同条７号の「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは，名目的，抽象的に当該事務又は事業の適正な遂行に支障が生じる可能性があるだけでは足りず，実質的，具体的に当該事務又は事業の適正な遂行に支障が生じる相当の蓋然性が認められることが必要というべきである[2]が，実施機関としては当該公文書の内容自体を立証することはできないのであるから，上記の「おそれ」があるか否かの判断に当たり，高度な蓋然性があることまで要求することはできない[3]と解されている。

⑷　なお，実施機関及び審査請求人のそれぞれにおいて本件会議が非公開の取扱いであったかどうかに関する主張があるが，議事又は審議内容等個別の事情を問わない特別職報酬等審議会の会議そのものの公開性は，条例７条１号該当性の検討に帰着

---

[1] 東京地方裁判所平成 22 年（行ウ）第 516 号・平成 23 年 8 月 2 日民事第 38 部判決等
[2] 大阪地方裁判所平成 15 年（行ウ）第 92 号・平成 19 年 6 月 29 日第 2 民事部判決
[3] 高松高等裁判所平成 16 年（行コ）第 15 号・平成 17 年 1 月 25 日第 4 部判決

するのであるが，同審議会の会議が同号該当性を有しないことは明白である。したがって，同審議会の会議そのものの公開性の有無については，論点とならない。

3　発言者識別部分の開示について

本件処分では，文書４及び文書５において，特別職報酬等審議会の会議の発言者識別部分が開示されている。実施機関は，当該各文書中の一部を非開示としたことに関し，条例７条６号及び７号に該当することを理由として提示し，弁明書第４－２によれば，当該各号のおそれの具体的な内容としては，①委員の発言が建前に終始して議論そのものが形骸化するおそれ，②反対の立場の者からのいわれなき非難や誤解等を避けるために発言が萎縮して自由で率直な意見交換が困難となるおそれ，③委員との信頼関係を損ない，今後の特別職報酬等審議会委員への就任，会議での率直な意見表明等に対する協力を得ることが困難となることによる特別職の報酬等の決定等に関する事務の遂行に支障を及ぼすおそれ（以下これらを「各種のおそれ」という。）であると主張する。

これら各種のおそれがあることを理由として非開示部分を決定するに際し，公文書の最大限の開示を実現する観点からは，発言者識別部分以外の部分を開示することを第一に検討し，その上で発言者識別部分について条例７条各号該当性の検討が行われるべきであった。

行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）４８条は不利益変更を禁止していることから，既に開示された部分について当審査会は判断せず，本件非開示箇所に限定して適法性及び妥当性の判断を行うこととする。

4　本件非開示箇所について

以下，本件対象文書（インカメラ文書）の見分結果を踏まえて，検討する。

⑴　番号１ないし１７

当該箇所は，特別職報酬等審議会における委員の発言について，主要なものを抜粋し，発言者識別部分を匿名化した上で記載されたものである。

ア　番号１

当該箇所には，単に発言の論理関係を接続する表現が記載されているに過ぎないことから，発言者の記載が「会長」とあることにより本件処分において開示した内容から当該発言者を識別することができるものの，この部分を開示しても，各種のおそれがあるとは認められないので，条例７条６号及び７号に該当せず，開示すべきである。

イ　番号２

当該箇所には，議事に係る委員の意見が記載されていることに加え，当該委員

が兼務する他の附属機関の委員としての経験等を引用しており，当該他の附属機関の委員として委嘱されている情報と照合することにより当該委員を識別し得るが，当該意見は，客観的な視座の下での発言であり，この部分を開示しても，各種のおそれがあるとは認められないので，条例７条６号及び７号に該当せず，開示すべきである。

ウ　番号３，１４，１６及び１７

当該箇所には，議事に係る委員の意見が記載されている。当該意見は，客観的な視座の下での発言であり，この部分を開示しても，各種のおそれがあるとは認められないので，条例７条６号及び７号に該当せず，開示すべきである。

エ　番号４，６，１１及び１２

当該箇所には，事務局に対して議事に係る事実関係の説明を求める発言が記載されているに過ぎず，この部分を開示しても，各種のおそれがあるとは認められないので，条例７条６号及び７号に該当せず，開示すべきである。

オ　番号５，７，１０及び１３

当該箇所には，委員による説明の求め等を受けての議事に係る事務局による事実関係の説明が記載されているに過ぎず，この部分を開示しても，各種のおそれがあるとは認められないので，条例７条６号及び７号に該当せず，開示すべきである。

カ　番号８

当該箇所には，議事に係る個人的な所見に関する発言が記載されている。当該所見は，町議会議員の職について真摯な考えの下で発言されたものであり，この部分を開示しても，各種のおそれがあるとは認められないので，条例７条６号及び７号に該当せず，開示すべきである。

キ　番号９

当該箇所には，議事に係る委員の意見が記載されている。当該意見は，発言者の記載が「会長」とあることにより本件処分において開示した内容から当該発言者を識別することができるものの，客観的な視座の下での発言であり，この部分を開示しても，各種のおそれは認められないので，条例７条６号及び７号に該当せず，開示すべきである。

ク　番号１５

当該箇所には，委員の個人としての評価又は名誉に関わる所見が記載されていると判断される。当該所見を開示すると，議事に対する率直な意見の交換等に支障を及ぼし，実施機関の主張する各種のおそれがあり，当該箇所は条例７条６号及び７号に該当するものと認められるので，非開示としたことは妥当である。

⑵　番号１８

当該箇所には，町議会議長の挨拶の一部として，同者の経済状況その他の生活に関する情報が記載されているため，同者を本人とする個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに当たる。条例７条２号ただし書ウの検討に関し，同者は地方公務員法２条に規定する公務員であるものの，その職務の遂行に関する情報であるかについては，かかる生活に関する情報は，その分任する職務の遂行に係る情報には当たらないと考えられるため，条例７条２号本文に該当すると認められ，非開示としたことは妥当である。

⑶　番号１９ないし１１８

当該箇所は，特別職報酬等審議会の会議における委員及び事務局の発言について，逐語的に記載されたものである。なお，当該箇所は発言内容に発言者識別部分が併記されており，当該発言者識別部分は本件処分において開示されている。

ア　番号１９

当該箇所には，議長挨拶に対する反応が記載されている。当該反応は，抽象的なものであり，この部分を開示しても，各種のおそれがあるとは認められないので，条例７条６号及び７号に該当せず，開示すべきである。

イ　番号２０及び２１

当該箇所には，会議冒頭の挨拶が記載されている。当該挨拶の内容は，発言者の所属団体に関連するものではあるものの，一般的な範囲に留まるものであり，この部分を開示しても，各種のおそれがあるとは認められないので，条例７条６号及び７号に該当せず，開示すべきである。

ウ　番号２２及び３１

当該箇所には，単に発言の論理関係を成立させる表現が記載されているに過ぎないことから，この部分を開示しても，各種のおそれは認められないので，条例７条６号及び７号に該当せず，開示すべきである。

エ　番号２３，２４，３０，３２，３４，３９及び４１

当該箇所には，議事に係る委員の意見が記載されている。当該意見は，客観的な視座の下での発言であり，この部分を開示しても，各種のおそれがあるとは認められないので，条例７条６号及び７号に該当せず，開示すべきである。

オ　番号２５，２７，３５，３７及び４６

当該箇所には，事務局に対して議事等に係る事実関係等の説明を求める発言が記載されているに過ぎず，この部分を開示しても，各種のおそれがあるとは認められないので，条例７条６号及び７号に該当せず，開示すべきである。

カ　番号２６，２８，３３，３６，３８，４０，４４及び４７

当該箇所には，委員による説明の求め等を受けての議事又は会合に係る事務局による事実関係等の説明が記載されているに過ぎず，この部分を開示しても，各

種のおそれがあるとは認められないので，条例７条６号及び７号に該当せず，開示すべきである。

キ　番号２９及び４８

当該箇所には，議事に係る個人的な所見に関する発言が記載されている。当該所見は，町議会議員の職について真摯な考えの下で発言されたものであり，この部分を開示しても，各種のおそれがあるとは認められないので，条例７条６号及び７号に該当せず，開示すべきである。

ク　番号４２及び４３

当該箇所には，委員の個人としての評価又は名誉に関わる所見が記載されていると判断される。当該所見を開示すると，議事に対する率直な意見の交換等に支障を及ぼし，実施機関の主張する各種のおそれがあり，当該箇所は条例７条６号及び７号に該当するものと認められるので，非開示としたことは妥当である。

ケ　番号４５

当該箇所には，議事の進行のための発言が記載されているに過ぎず，この部分を開示しても，各種のおそれがあるとは認められないので，条例７条６号及び７号に該当せず，開示すべきである。

コ　番号４９

当該箇所には，会議冒頭の挨拶が記載されている。当該挨拶の内容は，一般的な範囲に留まるものであり，この部分を開示しても，各種のおそれがあるとは認められないので，条例７条６号及び７号に該当せず，開示すべきである。

サ　番号５０ないし５２

当該箇所には，第１回会議において出された意見を抜粋して引用し，又は単に意見が出た事実に言及することによる事務局の進行に係る発言が記載されているに過ぎず，この部分を開示しても，各種のおそれがあるとは認められないので，条例７条６号及び７号に該当せず，開示すべきである。

シ　番号５３

当該箇所には，資料に基づく意見，社会状況を踏まえた考え，自身の経験を踏まえた議員活動に対する所見等が記載されている。これらは発言者の固有の知識，経験，価値観等に根差した個人的な所見ではあるものの，その表現において誤解を避けるための慎重な言い回しがみられ，この部分を開示しても，各種のおそれがあるとは認められないので，条例７条６号及び７号に該当せず，開示すべきである。

ス　番号５４ないし６４

当該箇所には，議員の兼業に係る個人の所見，事実関係の把握等のために交換された意見，事務局による説明等が記載されている。これらは，議事に係る率直

な意見の交換等ではあるものの，その内容は一般的な範囲に留まるものであり，この部分を開示しても，各種のおそれがあるとは認められないので，条例７条６号及び７号に該当せず，開示すべきである。

ただし，番号６０及び６４の箇所のうち，町議会議員の兼業状況に言及する部分については，個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに当たる。当審査会において確認したところ，「長与町議会議員一般選挙立候補届出について」（令和５年４月１８日付け同選挙長告示第２号）では一部の町議会議員の職業の記載が一般に告示されているものの，当該記載は同選挙執行当時の立候補届出者として公表されたものであり，かつ，当該記載の具体性は任意とされたものである。このほか，町議会議員の兼業に係る職業を広く一般に公開するような慣行は認められないから，当該部分は条例７条２号本文に該当するものと認められるので，実施機関が非開示としたことは結論において妥当である。

セ　番号６５ないし７１

当該箇所には，議員の活動状況（活動日数）に係る個人の所見，事実関係の把握等のために交換された意見，事務局による説明等が記載されている。これらは，議事に係る率直な意見の交換等ではあるものの，その内容は一般的な範囲に留まるものであり，この部分を開示しても，各種のおそれがあるとは認められないので，条例７条６号及び７号に該当せず，開示すべきである。

ただし，番号６８の箇所は，委員の個人としての評価又は名誉に関わる所見が記載されていると判断される。当該所見を開示すると，議事に対する率直な意見の交換等に支障を及ぼし，実施機関の主張する各種のおそれがあり，当該箇所は条例７条６号及び７号に該当するものと認められるので，非開示としたことは妥当である。

ソ　番号７２ないし１１８

当該箇所には，議員報酬の改定方針及び改定時期に係る特別職報酬等審議会の合意形成に至る具体的なやり取りが記載されている。かかる合意形成は，同審議会の答申に至った経緯を合理的に跡付ける記録の中でも核心的な要素であるといえ，条例の趣旨からすれば，一層の透明性の確保が求められる部分である。この部分を開示しても，各種のおそれがあるとは認められないので，条例７条６号及び７号に該当せず，開示すべきである。

ただし，番号８８の箇所のうち２４行目３５文字目から２５行目２１文字目までの部分は，委員の個人としての評価又は名誉に関わる所見が記載されていると判断される。当該所見を開示すると，議事に対する率直な意見の交換等に支障を及ぼし，実施機関の主張する各種のおそれがあり，当該箇所は条例７条６号及び７号に該当するものと認められるので，非開示としたことは妥当である。

6　審査請求人のその他の主張について

審査請求人は，その他縷々主張するが，いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

7　結論

以上のことから，本件対象文書につき，その一部を条例７条２号，６号及び７号に該当するとして非開示とした決定については，審査請求人が開示すべきとする部分のうち，別紙２の「開示すべき部分」欄記載の部分は，同条６号及び７号のいずれにも該当しないと認められるので，開示すべきであるが，その余の部分は，同条２号本文又は同条６号及び７号柱書に該当すると認められるので，非開示としたことは妥当であると判断した。

8　付言

⑴　実施機関は，本件処分において，議事録中の発言者の姓及び役職と，その発言内容が併記されている箇所につき，発言者の姓及び役職の部分を開示し，発言内容の部分を非開示とした。個々の発言内容についての開示を検討する際に発言者識別部分を開示することとした場合，条例７条２号をはじめとした各非開示情報該当性について検討されなければならないが，行政不服審査法４８条は不利益変更を禁止していることから，既に開示された部分について当審査会は判断せず，本件非開示箇所に限定して適法性及び妥当性の判断を行うこととした。

発言者が特定可能な状態で議事録中の発言内容を開示する場合，非開示に係る論点の多角化・複雑化を惹起することは明白で，議事録の性質に鑑みて最大限の開示を実現する観点からすれば，個々の発言内容を公開することが優先され，これを念頭に発言内容と一体的に記載される各発言者識別部分が非開示情報に該当するかどうかの判断が行われるべきであり，非開示情報該当性の審査に係る実施機関の判断過程は，強く改善が求められる。

⑵　地方自治法１３８条の４第３項の規定に基づき設置される附属機関は，執行機関と異なり，自ら地方公共団体の機関として意思決定する権限を有しないものの，執行機関の事務執行を前提として，必要な調停，審査，審議又は調査等（以下「審議等」という。）を行うことを職務とする合議制の機関である。かかる職務を附属機関に担任させる意義は，複雑，広範，多岐化する行政需要に対応するため，専門の機関に担当させ，又は行政の民主的処理の要請を充足することを図るものと考えられる。

上記の意義からすれば，附属機関は，執行機関における政策決定の過程に深く関

与する性格を有する場合が多いと考えられ，その審議等に係る記録は，執行機関の意思決定の過程を合理的に跡付け，又は検証することができるよう文書として作成され，かつ，十分な透明性が確保される必要があるものである。中央省庁等改革基本法（平成１０年法律第１０３号）３０条５号は国家行政組織法（昭和２３年法律第１２０号）８条の規定により置かれる審議会等の会議又は議事録を公開すべき旨規定することの類推からしても，また，他の地方公共団体における附属機関の会議及びこれに準ずる懇談会等行政運営上の会合の公開状況からしても，本来主体的な公表等の措置が執られてしかるべきであり，この態度は，特別職報酬等審議会に限られるものではない。

実施機関においては，附属機関の会議及びこれに準ずる懇談会等行政運営上の会合について，条例の趣旨に沿い，会議の公開及び議事録（議事録中に条例７条各号の非開示情報を含む場合にあっては，発言の要旨をまとめた議事概要）の公表並びにこれらの周知を統一的な指針の下で実施するなどの措置を講ずることにより，これらの会議等運営の透明性の確保に努めるべきであることを付言しておく。

＜審査会委員＞

会長　有馬理　　委員　入江季記　中山祐一　平見健太

別紙

１　対象文書

文書１　長与町特別職報酬等審議会会議次第・委員紹介

文書２　長与町特別職報酬等審議会会議資料（第１回開催時配付）

文書３　長与町特別職報酬等審議会会議資料・追加分（第２回開催時配付）

文書４　長与町特別職報酬等審議会議事録（第１回・令和５年１１月１７日）

文書５　長与町特別職報酬等審議会議事録（第２回・令和６年１月２３日）

２　本件非開示部分に対する審査会の判断

番号	対象文書	非開示部分		開示すべき部分
		頁	該当箇所（※）	
１	文書３	２	１２行目３２文字目から １３行目まで	左欄の箇所全て
２	文書３	２	１５行目から１８行目まで	左欄の箇所全て
３	文書３	２	２０行目から２２行目まで	左欄の箇所全て
４	文書３	２	２４行目から２５行目まで	左欄の箇所全て
５	文書３	２	２７行目から２９行目まで	左欄の箇所全て
６	文書３	２	３１行目	左欄の箇所全て
７	文書３	３	２行目から３行目まで	左欄の箇所全て
８	文書３	３	５行目	左欄の箇所全て
９	文書３	３	７行目から９行目まで	左欄の箇所全て
１０	文書３	３	１１行目から１２行目まで	左欄の箇所全て
１１	文書３	３	１４行目	左欄の箇所全て
１２	文書３	３	１６行目	左欄の箇所全て
１３	文書３	３	１８行目	左欄の箇所全て
１４	文書３	３	２０行目から２１行目まで	左欄の箇所全て
１５	文書３	３	２３行目から２５行目まで	
１６	文書３	３	２７行目	左欄の箇所全て
１７	文書３	３	２９行目	左欄の箇所全て
１８	文書４	２ ３	３３行目２６文字目から １９行目まで	
１９	文書４	３	２７行目３５文字目から ２８行目２８文字目まで	左欄の箇所全て
２０	文書４	４	１２行目から１４行目まで	左欄の箇所全て

２１	文書４	４	２０行目２９文字目から ２７行目まで	左欄の箇所全て
２２	文書４	１４	１７行目１３文字目から ３４文字目まで	左欄の箇所全て
２３	文書４	１４	２０行目から２７行目まで	左欄の箇所全て
２４	文書４	１５	４行目から８行目まで	左欄の箇所全て
２５	文書４	１５	１０行目から１２行目まで	左欄の箇所全て
２６	文書４	１５	１４行目３５文字目から １６行目３５文字目まで	左欄の箇所全て
２７	文書４	１５	２１行目から２２行目まで	左欄の箇所全て
２８	文書４	１５	２４行目から２５行目まで	左欄の箇所全て
２９	文書４	１５	２７行目から２８行目まで	左欄の箇所全て
３０	文書４	１６	３行目３７文字目から ４行目まで	左欄の箇所全て
３１	文書４	１６	６行目３２文字目から ７行目まで	左欄の箇所全て
３２	文書４	１６	８行目から１０行目まで	左欄の箇所全て
３３	文書４	１６	１２行目から１５行目まで	左欄の箇所全て
３４	文書４	１６	１７行目から１８行目まで	左欄の箇所全て
３５	文書４	１６	２０行目	左欄の箇所全て
３６	文書４	１６	２２行目	左欄の箇所全て
３７	文書４	１６	２４行目から２４行目まで	左欄の箇所全て
３８	文書４	１６	２７行目	左欄の箇所全て
３９	文書４	１７	２行目から３行目まで	左欄の箇所全て
４０	文書４	１７	５行目から８行目まで	左欄の箇所全て
４１	文書４	１７	１０行目から１２行目まで	左欄の箇所全て
４２	文書４	１７	１４行目から１５行目まで	
４３	文書４	１７	１７行目から２０行目まで	
４４	文書４	１７	２２行目から２３行目まで	左欄の箇所全て
４５	文書４	１７	２５行目から２７行目まで	左欄の箇所全て
４６	文書４	１８	７行目から８行目まで	左欄の箇所全て
４７	文書４	１８	１０行目から１３行目まで	左欄の箇所全て
４８	文書４	１８	１５行目から１７行目まで	左欄の箇所全て
４９	文書５	１	１２行目２６文字目から	左欄の箇所全て

			１３行目２５文字目まで	
５０	文書５	２	３４行目８文字目から ３７行目１７文字目まで	左欄の箇所全て
５１	文書５	３	１行目９文字目から ２４文字目まで	左欄の箇所全て
５２	文書５	３	１５行目１文字目から １２文字目まで	左欄の箇所全て
５３	文書５	４	３行目５文字目から ２２行目まで	左欄の箇所全て
５４	文書５	４	２４行目から２９行目まで	左欄の箇所全て
５５	文書５	４ ５	３１行目から ３行目まで	左欄の箇所全て
５６	文書５	５	５行目から６行目まで	左欄の箇所全て
５７	文書５	５	８行目	左欄の箇所全て
５８	文書５	５	１０行目から１１行目まで	左欄の箇所全て
５９	文書５	５	１３行目から１４行目まで	左欄の箇所全て
６０	文書５	５	１６行目から２０行目まで	１８行目中１文字目及び２文字目，６文字目から８文字目まで，２２文字目及び２３文字目並びに２７文字目及び２８文字目を除く箇所
６１	文書５	５	２２行目から２４行目まで	左欄の箇所全て
６２	文書５	５ ６	２６行目から １行目まで	左欄の箇所全て
６３	文書５	６	３行目	左欄の箇所全て
６４	文書５	６	５行目から７行目まで	５行目中１文字目，５文字目から１４文字目まで，３１文字目及び３２文字目，３６文字目及び３７文字目並びに４１文字目，６行目中１文字目及び２文字

				目，４文字目から８文字目まで，１２文字目及び１３文字目，１５文字目及び１６文字目，２０文字目から２３文字目まで並びに３２文字目及び３３文字目並びに７行目中７文字目及び８文字目並びに１２文字目から１４文字目までを除く箇所
６５	文書５	6	９行目から１２行目まで	左欄の箇所全て
６６	文書５	6	１４行目から２１行目まで	左欄の箇所全て
６７	文書５	6	２３行目から２６行目まで	左欄の箇所全て
６８	文書５	6	２８行目	
６９	文書５	7	２行目から５行目まで	左欄の箇所全て
７０	文書５	7	７行目から８行目まで	左欄の箇所全て
７１	文書５	7	１０行目から１２行目まで	左欄の箇所全て
７２	文書５	7	１４行目から１５行目まで	左欄の箇所全て
７３	文書５	7	１７行目	左欄の箇所全て
７４	文書５	7	１９行目から２２行目まで	左欄の箇所全て
７５	文書５	7 8	２４行目から ４行目まで	左欄の箇所全て
７６	文書５	8	６行目	左欄の箇所全て
７７	文書５	8	８行目から１２行目まで	左欄の箇所全て
７８	文書５	8	１４行目	左欄の箇所全て
７９	文書５	8	１６行目から１９行目まで	左欄の箇所全て
８０	文書５	8	２１行目から２２行目まで	左欄の箇所全て
８１	文書５	8	２４行目から２６行目まで	左欄の箇所全て
８２	文書５	9	２行目	左欄の箇所全て
８３	文書５	9	４行目から８行目まで	左欄の箇所全て
８４	文書５	9	１０行目から１２行目まで	左欄の箇所全て
８５	文書５	9	１４行目から１６行目まで	左欄の箇所全て
８６	文書５	9	１８行目から１９行目まで	左欄の箇所全て

８７	文書５	９	２１行目	左欄の箇所全て
８８	文書５	９	２３行目から２７行目まで	２４行目３５文字目から２５行目２１文字目までを除く箇所
８９	文書５	１０	2行目から3行目まで	左欄の箇所全て
９０	文書５	１０	5行目から6行目まで	左欄の箇所全て
９１	文書５	１０	8行目から１１行目まで	左欄の箇所全て
９２	文書５	１０	１３行目から１５行目まで	左欄の箇所全て
９３	文書５	１０	１７行目	左欄の箇所全て
９４	文書５	１０	１９行目から２０行目まで	左欄の箇所全て
９５	文書５	１０	２２行目から２３行目まで	左欄の箇所全て
９６	文書５	１０ １１	２５行目から 4行目まで	左欄の箇所全て
９７	文書５	１１	6行目から7行目まで	左欄の箇所全て
９８	文書５	１１	9行目から１０行目まで	左欄の箇所全て
９９	文書５	１１	１２行目	左欄の箇所全て
１００	文書５	１１	１４行目	左欄の箇所全て
１０１	文書５	１１	１６行目	左欄の箇所全て
１０２	文書５	１１	１８行目から１９行目まで	左欄の箇所全て
１０３	文書５	１１ １２	２１行目から 1行目まで	左欄の箇所全て
１０４	文書５	１２	3行目から4行目まで	左欄の箇所全て
１０５	文書５	１２	6行目から１０行目まで	左欄の箇所全て
１０６	文書５	１２	１２行目	左欄の箇所全て
１０７	文書５	１２	１４行目	左欄の箇所全て
１０８	文書５	１２	１６行目から１９行目まで	左欄の箇所全て
１０９	文書５	１２	２１行目から２２行目まで	左欄の箇所全て
１１０	文書５	１２	２４行目から２５行目まで	左欄の箇所全て
１１１	文書５	１３	2行目から5行目まで	左欄の箇所全て
１１２	文書５	１３	7行目から8行目まで	左欄の箇所全て
１１３	文書５	１４	3行目から4行目まで	左欄の箇所全て
１１４	文書５	１４	6行目から8行目まで	左欄の箇所全て
１１５	文書５	１４	１０行目	左欄の箇所全て
１１６	文書５	１４	１２行目から１３行目まで	左欄の箇所全て

１１７	文書５	１４	１６行目から１７行目まで	左欄の箇所全て
１１８	文書５	１４	２１行目１２文字目から ２３行目まで	左欄の箇所全て

※　空白行は，行数に含めない。